

春日部市シティセールスサポーター事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、春日部市シティセールスサポーター（以下「サポーター」という。）を設置することにより、春日部市（以下「市」という。）の魅力、地域資源等の積極的な発信を通じて、まち全体でシティセールス（地域の魅力を市内外へ戦略的にアピールすることで、まちのイメージアップを図り、まちの持続的な発展へとつなげる取組みをいう。以下同じ。）を推進し、もって市のイメージ及び認知度を高めるとともに、市民のまちへの愛着及び誇りの醸成を図ることを目的とする。

(愛称)

第2条 春日部市シティセールスサポーター事業（以下「サポーター事業」という。）に対する親しみ及び愛着を高めるため、サポーターの愛称を定めることとし、愛称は「かすか^{プラスワン}べ+1サポーター」とする。

(構成)

第3条 サポーターは、第1条の目的に賛同する個人又は企業若しくは団体とする。ただし、個人にあつては、第5条の規定による申請時の年齢が18歳以上の者に限る。

(活動内容)

第4条 サポーターは、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 市の魅力、地域資源等の情報発信及びPR活動
- (2) サポーター事業のPR活動
- (3) その他シティセールスの推進に資する活動

(認定申請)

第5条 サポーターとして認定を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、次の各号のいずれかの方法により市長に申請しなければならない。

- (1) かすか^{プラスワン}べ+1サポーター（春日部市シティセールスサポーター）（個人）認定申請書（様式第1号）又はかすか^{プラスワン}べ+1サポーター（春日部市シティセールスサポーター）（企業・団体）認定申請書（様式第2号）を提出する方法
- (2) 市公式ホームページに掲載するかすか^{プラスワン}べ+1サポーター認定申請フォーム（個人）又はかすか^{プラスワン}べ+1サポーター認定申請フォーム（企業・団体）へ入力し、及び送信する方法

(認定)

第6条 市長は、前条の申請があつたときは、その内容を審査し、適切であると認めるとき

は、申請者をサポーターとして認定し、かすかべ^{プラスワン}+1 サポーター（春日部市シティセールスサポーター）（個人）認定通知書（様式第3号）又はかすかべ^{プラスワン}+1 サポーター（春日部市シティセールスサポーター）（企業・団体）認定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、不適切であると認めるときは、かすかべ^{プラスワン}+1 サポーター（春日部市シティセールスサポーター）不認定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（報酬等）

第7条 サポーターは、無報酬とする。

2 市長は、サポーターに対し、目的遂行のため、次に掲げるものを提供することができる。

- (1) 個人サポーターにあつては、個人サポーター会員証
- (2) 企業サポーターにあつては、企業サポーター啓発品
- (3) その他市長が必要と認めたもの

（禁止行為）

第8条 サポーターは、次に掲げる行為及びそのおそれのある行為をしてはならない。

- (1) 公序良俗に反する行為
- (2) サポーターとして相応しくない行為
- (3) サポーターの地位を営利目的で利用する行為
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める行為

（認定の変更）

第9条 サポーターは、第5条の規定により申請した内容に変更がある場合は、速やかに次の各号のいずれかの方法により市長に変更の届出をしなければならない。

- (1) かすかべ^{プラスワン}+1 サポーター（春日部市シティセールスサポーター）（個人）変更届（様式第6号）又はかすかべ^{プラスワン}+1 サポーター（春日部市シティセールスサポーター）（企業・団体）変更届（様式第7号）を提出する方法
- (2) 市公式ホームページに掲載するかすかべ^{プラスワン}+1 サポーター変更届出フォーム（個人）又はかすかべ^{プラスワン}+1 サポーター変更届出フォーム（企業・団体）へ入力し、及び送信する方法

（認定の取消し）

第10条 市長は、サポーターが次の各号のいずれかに該当するときは、第6条第1項の規定による認定を取り消すことができる。

- (1) サポーターから辞任の届出があったとき。

- (2) 第8条各号に掲げる行為を行ったとき。
- (3) 連絡が不通となったとき。
- (4) その他市長が第6条第1項の規定による認定を取り消すことが適当であると認めるとき。

2 前項第1号の届出は、かすかべ^{プラスワン}+1サポーター（春日部市シティセールスサポーター）辞任届（様式第8号）によるものとする。

3 市長は、第1項の規定によりサポーターの認定を取り消そうとするときは、当該サポーターに対し、かすかべ^{プラスワン}+1サポーター（春日部市シティセールスサポーター）認定取消通知書（様式第9号）により通知するものとする。

（免責事項）

第11条 サポーターが第4条各号に規定する活動の範囲を逸脱する行為、第8条各号に掲げる行為等を行ったことにより第三者に損害等を与えた場合は、当該サポーターが全ての責任を負うこととし、市はその賠償の責めを負わない。

（庶務）

第12条 サポーター事業の庶務は、総合政策部シティセールス広報課において処理する。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

（春日部市シティセールスサポーター事業実施要綱の廃止）

2 春日部市シティセールスサポーター事業実施要綱（令和元年11月29日制定。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。

（経過措置）

3 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定によりサポーターとして認定を受けている個人又は企業若しくは団体は、この要綱の規定により認定を受けたサポーターとみなす。